平成２２年（フ）第７４８号
横浜市港南区大久保２丁目24番38号　第２スカイハイツ104号
債務者　吉澤かおる
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
岡山県勝田郡勝央町黒坂96番地１
債務者　角野　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５８号
岡山県津山市一方285番地
債務者　小椋まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４９号
釧路市愛国東４丁目33番１号　Ｉ’１１433　101
債務者　高橋　静香（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
釧路市芦野３丁目15番11号
債務者　小野　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
釧路市武佐１丁目32番20号
債務者　菊地　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
釧路市武佐１丁目32番20号
債務者　菊地　清美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
釧路市春採２丁目19番28号
債務者　土井　和子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
釧路市旭町19番３号
債務者　宮下　照子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
釧路市鳥取南７丁目２番12号―18
債務者　西田　　学
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
栃木県小山市駅東通り３丁目11番地１
債務者　松本三四郎
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５９５２号
東京都江戸川区西瑞江５丁目20―16―102
債務者　米澤百合香（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９９８号
東京都台東区松が谷３丁目12―１―301
債務者　中村　富美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９９９号
千葉県我孫子市湖北台10丁目６―２
債務者　徳田ヨシノ
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０００号
東京都狛江市駒井町１丁目６―１―201
債務者　大川久美子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０１１号
埼玉県越谷市大字大房1216―１―205
債務者　高島　龍一（旧姓入山）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部